

新興教育運動と学制改革論 —山下徳治における発生論の形成（5）—

前田晶子*

(2015年10月27日 受理)

School Reform in a Proletarian Education Movement: Genetic Approach in Developmental Ideas of Yamashita Tokuji (5)

MAEDA Akiko

要約

本研究は、日本の教育運動史、とりわけ新興教育運動において、その内部にどのような未発の問題があったのかについて、運動から離脱していった人物に注目して論じたものである。ここでとりあげるのは、新興教育研究所初代所長を務めた山下徳治である。彼は、1930年から33年の新教・教労運動において中心的な役割を果たしながら、その学制改革論を巡ってメンバーと対立し、早期に運動から遠ざかっていく。本研究では、山下の学制改革論を検討し、その基底にある発生論の固有性について論じた。

キーワード：山下徳治、新興教育、教育運動史

1 教育運動史研究における新興教育の位置と課題

(1) 山下徳治の立ち位置

日本の教育運動史において、1930年からの数年間がいかなるものであったかという問いは未だに十分に解決されていないように思われる。これまで、1958年に発足した「新教懇話会」¹を端緒として本格的な歴史研究が開始され、その後、懇話会を発展させた「教育運動史研究会」（1968年改組）を中心に教育運動の通史的・問題史的研究が蓄積されてきた。その中では、1930年代前半の新興教育運動（以下、新教）はある意味で中心的な対象として取り上げられてきたとっていいだろう²。弾圧によって押収され、また廃棄されたといわれる当時の運動関

* 鹿児島大学教育学系 准教授

係の資料的限界³という難題に対しても、継続的な収集作業や関係者への聞き取り調査、『新興教育』の復刻(1965~67年)など教育運動史研究にとって中核となる取り組みがあり、特定の人物や各地域の運動のモノグラフ⁴も多く描かれてきたのである。

しかし、これらの研究の多くは、運動に参加した個人や集団についての研究であり、運動から離れていった人物については、その離脱の過程が十分に明確になっていないのではないかと考える。特に、弾圧によって転向した(させられた)とは言い切れないケース、つまり、運動の過程で自ら距離を取っていった人物についての教育運動史における位置づけについては、運動への無理解による転換・転向・変節といった評価が一般的であり、離脱者側からの運動に対する意味づけについて検討されてきたとはいえない。とりわけ、1930年から33年に至る数年間の新興教育研究所については、教育運動史において一つの画期とみられている以上、運動に伏在していた課題の検討は重要である⁵。

ここで取り上げる山下徳治(1892-1965)は、新興教育研究所の立ち上げに関わり、初代所長を務めたにもかかわらず、1932年頃には新教から距離を取るようになったといわれている。彼は1930年12月に朝鮮での新教活動に関わったとして起訴され、8ヶ月の拘留の後保釈となるが、この間に研究所の中核からは退いている。一方、新興教育研究所の方は、1933年11月にはプロレタリア科学同盟と合流して「発展的解消」となり、ここで新教としての活動は途絶えてしまう。その後、山下は、教育科学研究会の結成に参加するようになるが、大政翼賛会に参画した当研究会メンバーの検挙のなかで自身も1944年に再び検挙され、約1年の拘留を余儀なくされている。

このような山下の動向については、戦後になって教育運動史研究のなかで何度か取り上げられてきたが、いずれも彼の離脱のもつ教育運動史にとっての意味づけは明確にはなっていない。例えば、結局「彼を коммуニストと見ることはできない」⁶とか、戦後の山下は「別の道を歩んでいってしまった」⁷など、彼の立ち位置が不安定であったこと以外の追求はみられないのである。

山下自身は、自らをどのように総括しているのか。戦後、「新教懇話会」が立ち上がる中で、山下は『新興教育』の復刊に際しては賛助員名簿の筆頭に名を連ね⁸、『日本教育運動史』⁹にも二つの短い「記録」を書いている。しかし、この二つの文章には、彼自身の新興教育運動に対する立場は展開されてはならず、ある意味で問題が隠されてしまっている。彼のいわんとするところは以下のような点である。

一つ目の記録「成城小学校の自由教育」では、沢柳政太郎校長率いる成城小学校の創立は「官僚主義教育への徹底的な反抗精神から生まれている」(p.120)にもかかわらず、当初の期待とは裏腹にその精神が徹底されず、社会の注目を集める地位を得はしたが、「歴史的な責任の重い実験」足り得なかったと論じている(p.129)。成城小学校については、成城高等学校同窓会『成城文化史』(1936年)にも山下による同様の記述があり、ここでも成城教育が「全国の教育改造」に向けた実験学校としての役割を十分に果たせなかったとされている¹⁰。

二つ目の「新興教育研究所創立当時の回想」は、さらに悔恨に満ちた記述になっている。新興教育研究所の設立は、「教師たちを嵐の中に晒し、教育研究の遺産を何も残さないことになる」と考えて、「私は文字通り孤立の状態で、ひとり苦悩した」と述べているのである。彼は、運動的展開よりも、諸教科を専門とする「勝れたりベラリストの学徒」を結集し、「教育・教育内容の本質的發展を教師諸君の協力を得て達成したい」、「教育・教科の本質研究による指導を通して国民を味方に得なくてはならない」と考えていたという¹¹。このような志向は、一つ目の記録とも共通しているように、教育制度の官僚主義批判から出されているものである。

官僚に創造が欠乏しているのは、過去の制度や法律で一切が割り切れ、人間的諸関係が断ち切られるからである。この過去のなもので、世界の流れに生い立つ子らの未来の幸福を約束する教育を創り出すことはできない。¹²（傍点引用者）

以上、教育運動史家による山下評価と山下自身の回想をみてきたが、運動からの離脱が方法論上の対立だったのか、それとも運動の先に目指す理想が違ったのかははっきりしていない。ここでいう「人間的諸関係が断ち切られる」ということの意味はなんだったのだろうか。山下の問題提起は、運動史家と本人の双方によって包み隠されているかのようである。

（2）教育運動史研究の歴史観

今一度、戦後の教育運動史研究に戻ろう。先に述べた教育運動史研究の1960年代の隆盛は、次のような意図を持って展開されたと位置づけられている。

[新教懇話会は] 客観的には当時の教育史研究に対する根本的な「批判」活動を意味するものであった、ということが出来る。例えば、「戦後」になって「戦前」とは異なる研究が可能となったその時期に登場して社会科学の方法に立脚する教育史研究として注目された近代史研究会の海後勝雄氏らのように、教育の歴史の「法則」は社会体制・社会制度の展開に即するものであって人間（国民）の意志とは直接「関係なし」と捉えようとした悪しき「社会経済史」主義的な方法に与ることがなかった。またそれとは反対に「実証主義」の名の下に社会との関係を避けて教育の歴史を認識しようとした従前からの「非科学的」な教育史把握にも反対するものであった。¹³

このように、社会経済史や実証主義を批判した上で、柿沼の総括によれば、戦後の教育史研究の戦前へのアプローチは、「はじめて「国民の生活と労働の中から生み出される教育要求をもとに、それを組織化し、集団の力によってその実現を目指す」教育運動に着目し、それぞれの運動とともにその全体的な歩み（「通史」）を把握しようという「教育運動史」研究の端緒を切り拓いた」¹⁴（傍点引用者）とされている。「教育運動史」の定義は、1960年前後の宗像誠也による提起——「教育運動は権力の支持する教育理念とは異なる教育理念を民間の社会的な力

が支持する場合に成立するもの」,そしてそのような教育理念を「民間の社会的な力が支持して、様々な手段でその実現をはかること」——によって明確なものとなったとされている¹⁵。

したがって、教育運動史とは、国民の教育要求として国民自身の手によって創造・展開された諸種の経験を束ね、その歴史に学ぶことを通して「教育における主権者」意識の形成を目指すものとされてきたのである¹⁶。つまり、明治国家の教育政策が始まると、それが上からの政策であったがゆえに、対抗軸としての教育運動史も同時に勃興したということになる。

しかし、問題はそのような教育への国民的要求の実現過程が、子どもの発達に対する啓蒙的立場と民衆的立場の対照性や、教育の固有性と教育への政治性をめぐる対照性としてどのような困難を抱えたのかという点にあるのではないだろうか。このことを問題の俎上に挙げたのが教育における「人民的発想」論であったといえる。「人民的発想」とは、「人民が民主的な政治主体として自らを形成していくことへの人民自身の方法的自覚を、教育思想として把握する方法意識」を前提とし、それを歴史的に追求するものとされている¹⁷。ここでの論点は、福沢諭吉の「非政治領域からの政治的発言という近代市民の日常的モラル」の育成(丸山真男)や、植木枝盛の「教育を普及させる国家権力の民主主義的性格」の吟味といった自由民権運動期の課題が、1930年代の教育運動においてどのように克服されようとしたのかという点である¹⁸。この研究では、1932年段階の新教・教労(日本教育労働者組合)における運動の「大衆化」への方向転換(教師のみの啓蒙活動から労働者・農民への組織の拡大)のもとで、「教育闘争の独自の任務を人民の生活・文化の闘い[へ]と、より広汎に結びつける教育におけるリアリズムの自覚」¹⁹であったという点で評価されるものの、教育思想としての展開には困難を抱えたとされている。では、山下の新教・教労時代の教育研究は、ここにいう人民的発想という鏡に照らしてみるとき、どのような特徴をもったのだろうか。この点は3で改めて考察したい。

2. 山下徳治の新教・教労運動への関与と離脱の具体像

岡野正『年表・1930年代教員運動』(1999年)は、新教・教労運動を年表形式によってまとめた仕事である。年表である以上「日を特定できない場合は、いっさい採録しなかった」(まえがき)とされている。また、記録を事実の列記という形で残すことによって、却って一般的な歴史叙述とは異なる「感情をもった一人ひとりの姿があらわれてくる」(あとがき)ものを目指したという。

このユニークな記録法のなかで、山下徳治の1930年代はどのように立ち現れてくるのだろうか。表1は、本書のうち山下に関連するところを一部を除き抜粋したものである。

年表でとりわけ注目されるのは、山下の名の登場が当時国際文化研究所の所長であった作家でエスペランティストの秋田雨雀の近辺にいた青森の若い教員(青森師範専攻科生の高木岩太郎と小学校教員野村猛雄)による「夏季大学」の山下への講師依頼から始まっている点である。秋田(1883-1962)は、青森の教育運動の牽引役を果たしており、この時期『若きソウエート・ロシア』(叢文閣, 1929年)を脱稿して全国的に注目を集めていた。山下は依頼を快諾し、秋

田との親交も深めていく様子が見えてくる。秋田は、新教・教労運動の年長者（山下とは9歳差である）として弾圧の時代に若い教員らの精神的支柱となっていたようである。山下の最初の検挙の際にも、秋田が山下の自宅に前妻を何度か訪ねていたことが年表に出てくる。

表1 山下徳治の新教・教労運動への関与

1929年9月10日	野村猛雄、高木岩太郎らは帰京する秋田雨雀に送別の場で来年の夏季大学の講師として山下徳治への交渉を依頼
1929年10月13日	プロレタリア科学研究所の創立大会…山下徳治、本庄陸男が中央委員に
1929年12月20日	山下徳治著『新興ロシアの教育』が鉄塔書院から出版
1930年1月11日	夜6時、山下徳治が「ソヴェートの新教育」と題し講演、市電桜田本郷町停留所前の飛行館4階、プロ科教育問題研究会主催、65人
1930年2月14日	秋田雨雀(47)は午後7時まで、帝大新聞のため山下徳治の「新興ロシアの教育」の批評を脱稿、「このような真面目な学者がソヴェートのことを書かれるのは非常に有益なことだ」
1930年2月17日	『帝国大学新聞』4面に秋田雨雀の山下徳治著『新興ロシアの教育』への書評が掲載
1930年2月26日	山下徳治(38)は秋田雨雀を訪ね、李北満と三人で話をする。夜、山下は秋田親子を新宿・白十字に招く
1930年6月28日	夜6時、教育問題批判講演会、時事新報社講堂、300人ほど、秋田雨雀は「ピオニーロとボイスコート」の題で講演、山下徳治・江口渙・浅野研眞・志垣寛らも参加
1930年8月15日	東京府下東中野の山下徳治宅で日本教育労働者組合準備会(増淵穰「故増田貫一さんを偲ぶ」『季刊教育運動研究』創刊号)
1930年8月19日	新興教育研究所創立、山下徳治・池田種生・本庄陸男・安室孫盛・浅野研眞・山口近治が出席(創立宣言は『新興教育』30年9月創刊号に)
1930年9月27日	山下徳治、秋田雨雀は京都三條青年会館で講演
1930年10月4日	プロレタリア科学研究所教育問題研究会の公開研究会、YMCA(東京基督教青年会館・神田美代土町電停隣)、「十月革命と教育労働者」、講師は李北満・山下徳治(『新興教育』10月号に予告記事)
1930年10月7日	山下徳治、プロレタリア科学研究所講演会
1930年10月12日	日本教育労働者組合結成(『教育労働者』8号、30年12月24日、「教育労働者神奈川支部ニュース」3号、31年1月1日)、山下徳治宅で、増淵穰・浦邊史・小出敬治・中村武敏・黒龍雷助・増田貫一・新井信夫・萩原由太郎・小田眞一・宮原誠一が出席
1930年10月16日	山下徳治、京都三條青年会館でプロレタリア文芸講演会、19日ぶりの再京、夜、安達征一(室町小)と人見亨(待風小)は山下を訪ねる
1930年10月20日	デュイ著『ソヴェートロシア印象記』(山下徳治訳、自由社)発行 菅忠道、留置場を出る、新興教育研究所(神保町ビル)で山下徳治が激情的なたい握手で迎える(菅はまもなく所員に推挙される)
1930年12月6日	山下徳治検挙(京城へ連行、翌年8月まで8ヶ月間京城刑務所に拘留)
1930年12月27日	山下徳治・西村節三・上甲米太郎・趙判出・菊池輝郎は京城で治安維持法違反で起訴
1931年8月6日	2回新興教育講習会2日目、秋田雨雀は午後2時に会場に行き山下徳治夫人に会う
1931年8月7日	正午、京城地方法院(脇鉄一判事)は、山下徳治・西村節三・上甲米太郎・菊池輝郎の予審を終結し公判に付すことを決定、午後1時半記事解禁、山下は保釈に(『京城日報』8月8日号外、「東京朝日新聞」8月9日)
1931年8月23日	夜朝鮮からもどった山下徳治(39)を激励する招待会がアメリカン・ペーカリーで(『プロレタリア科学』、『新興教育』などが主催)
1931年11月2日	10時、京城地方法院四号法廷、山下徳治・上甲米太郎ら5人の1回公判、…山下の妻傍聴、総督府視学官3人など17人が特別傍聴、5時5分終了(『京城日報』11月3日)
1931年11月26日	1時、京城地方法院刑事一部、裁判長は朝鮮総督府判事の金川広吉・小林長蔵・柳原幸雄、傍聴禁止、山下徳治と上甲米太郎に懲役2年、西村節三・菊池輝郎・趙判出に懲役1年執行猶予4年の判決
1932年9月30日	朝鮮総督府高等法院、山下徳治(40)・上甲米太郎(30)の事実審理を決定
1932年11月28日	京城高等法院、増永裁判長は覆審院(二審)判決(山下徳治無罪、上甲米太郎懲役2年執行猶予5年)を破棄し、二人に懲役2年執行猶予5年の判決
1933年8月25日	新興教育同盟準備会拡大中央委員会、下石神井の石川五三二宅二階で、小田眞一・下平利一・新島繁・井野川潔・丸山義昭ら参加、科同への発展的解消を確認
1944年6月16日	山下徳治(52)検挙

岡野正『年表・1930年代教員運動』1999年より抜粋。

また、年表には「日本教育労働者組合準備会」(1930年8月15日)、「日本教育労働者組合結成」(1930年10月12日)が東中野の山下宅で開催されていることが明らかとされており、山下がこの非合法の活動を中心となって支えたことがわかる。先に見たような「孤立」「苦悩」の中で「いつしかその時の流れの中に私も立たざるを得なかった」²⁰という山下の回想と、この年表から受ける印象とは異なっている。

さて、1930年12月6日に山下は検挙され、京城(ソウル)へ連行されている。その後、8ヶ

月の拘留期間を上甲米太郎とともに過ごしている。朝鮮で小学校教員を務めた上甲は、クリスチャンとして社会主義に傾倒していくが、そのことで治安維持法違反により検挙されることになり、以後教職に復職することは叶っていない²¹。そして、1932年11月になって懲役2年執行猶予5年の判決を受けている。後の1941年12月に山下と結婚する森搖子は、この最初の拘留の際、成城学園の父兄で朝鮮と関係のあった園田という人物が奔走して山下は無罪となっていると証言している²²。

この検挙・拘留・裁判の過程で山下は、二つの論考を『中央公論』に書いている。それらは、「教員の赤化問題」（1931年11月号）と「現代教育制度改革論」（1932年1月号）と題されるもので、彼が新教から距離を取る直接的なきっかけを作ったものである。

『新興教育』1932年3月号では、野上壯吉（池田種生）「ブルジョアヨは何故「学制改革」をするか」という論考で、後者「現代教育制度改革論」をつぎのように批判している。すなわち、田中文相の提起した学制改革案は「社会教育を奨励」「生徒の自発的活動」を促すなどといっているが、要は「ブルジョア教育が徹底するやうに」改革するものであり、「実は行詰つた資本主義を切抜けるために学年を短縮して経費を少くし、学校出の失業者の思想悪化を防ぎ、一方では帝国主義教育の徹底を図るために学校を統一しやうと虫のよいこと考へた」ものであるというのである²³。そして、山下論文には「社会ファシズムの食ひ込む隙」があり、「我々はこの意味に於て、山下の該論文を有害なものとして批判すると共に、常に観念論的な改革論がとかく逆立することに対しては十分警戒しなくてはならない。」²⁴としている。

同じ号で、新興教育研究所中央常任委員会の名で「中央公論一月号所載の所員山下の論文について」²⁵という文章が掲載され、山下にも論文発表の過程で「種々の事情があつた」ようであるから「新教」誌上にて釈明すべきだと要求したが、「山下は、釈明の代りに厳正の批判を希望してきた」と述べている。そして、彼は「政治的誤謬をはつきり認めてゐない」、またこの論文は「我々の同志的態度を裏切るもの」であり、「プロレタリアートの闘争なくして学制を改革し得るが如き幻想」を抱かせるものであると断罪しているのである。

この山下論文の内容については3で検討するが、4月号の読者欄でも中央常任委員会の立場は支持されており、ここで山下と新教の断絶は決定的なものになったと思われるのである。その後は、新興教育研究所は、「新興教育同盟準備会」の結成に向けて舵を切ることとなり、山下の方は教育科学研究会へと本格的に参画していったのである。

* * *

年表に山下の名が最後に登場するのは、1944年6月の二度目の検挙に際してのものであった。この度の拘留は、教科研メンバーの一斉検挙によるものであったといわれる。ただし、山下自身は1939年段階には教科研との関わりもなくなっていた²⁶ため、不可解さが残るものであった。妻の森搖子によれば、高倉テルが警視庁の留置場から脱走し、三木清宅に逃げたことがきっかけとなり、三木自身や山下²⁷、宮原誠一らが「一網打尽」につかまるとされる。山下は、新宿に半年ほど拘留され、その後警視庁に移送された際には一度は旧知の三木清と同室

になっているという。三木は、終戦後の9月に獄中死しているが、山下の戦前における三木との関係は、思想上の影響だけでなく、ドイツ留学時代を共に過ごした巡り合わせという意味でも格別なものであったといえる。

ところで、内島は、山下の1930年代について、「山下は、内においては三木の影響をうけ、外にあっては当時のソ連の教育の現実によって、自分の従来立場を否定することなくマルクス主義を取り入れることが可能となったのである」²⁸という評価を付している。「三木の影響」というのは人間学の立場や技術論であり、「ソ連の現実」とは労働学校構想など生活や社会からの教育制度要求を指していると思われる。さらに内島は、山下において、後者が新興教育研究へと展開し、前者は新教離脱後の彼の研究のなかで明確になってくると述べている。果たして、山下の中で内と外が分裂した状態であったということになるのだろうか。

このことに関連して、内島は先の論考のなかで、「発育論争」（1934年）で山下が提起したのは「歴史的社会的存在としての“生きた子ども”をつかむことの必要性」であったが、ではなぜ同じテーマをもっていた生活教育論争に合流しなかったのかが不明であるとしている²⁹。この点は、新教との決裂にも関わる論点ではないかと考える。その理由については、次のことが考えられる。山下にとっては、「歴史的社会的存在」としての子どもと同程度、あるいはそれ以上に「発生的存在」としての子ども・教育研究が主要モチーフではなかったか、ということである。たとえば、1932年に書かれた『教化史』（『日本資本主義発達史講座』第二部 資本主義発達史、岩波書店）は、歴史の発展段階に即して論述されていると同時に、まさに発生論の立場からみた教育制度の歴史記述となっているのである³⁰。

先に取り上げた『中央公論』誌の学制改革論に即していえば、新教中央常任委員会からは「改良主義」との批判を受けたが、山下にとって重要だったのは「人間的自然」を有する児童の存在から生成する学校教育制度論の発生的形態ではなかったかと思われる。そこで、次に『中央公論』誌上の2論文に即してこの点を考えたい。

3 山下の学制改革論における子どもの発生論的把握

先にも取り上げた『中央公論』誌の2論文「教員の赤化問題」と「現代教育制度改革論」は、山下が保釈ののち初めて発表したものである。

「教員の赤化問題」論文は、1931年8月の教員の取り締まりを直接の対象としているが、二番目の学制改革論文に繋がる主題をもっているものである。山下は、1881年の「小学校教員心得」における政治的疎外の認定以来、「教育者自らが経済や政治について考へるのは自己冒瀆だと思ふやうに」なり、昭和恐慌時も「対岸の火災視」していたが、その後の教員の給与引き下げや昇給停止、俸給不払い等に直面するなかで、いよいよ「進歩的な××のかゝる疑惑の生長は、現実社会に対する批判・研究となつて更に新しき自覚へと彼等を導」き、「今までおかしくされてゐた彼等の×は商品化された精神的労働の××主義的××関係として×××に引き出された」³¹と、赤化問題の歴史的背景を論じている。

そして、もう一つの赤化問題の要因として、教員の「インテリとしての精神的行詰りと不満」があると述べている。特に、1920年代の新教育運動の没落が進歩的な青年教師を失望させているといい、「発展性のない、即ち建設的でない仕事で、澁刺たる児童を相手に機械的に繰り返されなければならなかつた」とされている。そして、その状況をさらに悪化させたのが1931年8月の「朝変暮改的」な学制改革案であったとして次のように述べている。

今や××××は、資本主義的経済組織の非合理性と、その××に堪え得なくなつたばかりでなく、精神上の行詰りと不満も等しく商品化された精神的労働の××主義的××に由来してゐたことを自覚し始めたのである。³²

この教員の要求に応えるべく、山下が取り上げるのはプロレタリア教育における「労作教育」である。彼は、ナトルプらの社会的教育の立場は「資本主義の産業合理化による労働の再生産」の域を超えるものではないが、プロレタリア教育のそれは「児童の集団生活の自治化に発展」する性質のものであると評している。そして、「学校教育の生活化」の必要性を次のように述べている。

[プロレタリア教育は] 児童を来るべき社会の成員、及びその建設者養成を任務とするが故に、社会的に有要な生産労働の教授活動を通じて、その社会的・歴史的意義を基本的に、即ち階級的立場から××せしめるにある³³

このような山下の学制改革についての立場は、翌年1月の「現代教育制度改革論」において、系統性をもった問題提起へとつながっていく。この山下の新教離脱を決定づける論文はいかなる内容を持つものだったのだろうか。

この論考は、大きく(1)学制の歴史的展開過程、(2)学制改革の教育的基礎問題、(3)学制の統一的具体案という三部構成で書かれている。(1)の学制の史的展開については、近代における学校教育の発生に始まり、その後の学制の変遷について論じており、「教育制度の変遷は、吾国ブルジョアジーの政治的・経済的発展に伴つて学校令がその時々々の具体的情勢の下に、いかに改変されて行つたかの記録である」(p.61)という立場が示されている。そして、今次の学制改革については、「人間解放の立場」から、「一、学齢前教育機関の増設、二、義務教育の延長、三、男女共学、四、高等教育の機会均等、五、児童学研究所の設立」が必要であると論じている(p.63)。これらの諸点の一部が、当局側の改革論と重なるものであったため、新教からの批判を受けたのではないかと考えられる。

(2)は、学制改革の前提となる児童学研究について紙幅を割いており、「児童の生物学的方面(遺伝学・細胞学・比較解剖学・生理学・医学・人類学)の研究は重要である」と述べている。その際「シユトラツツ」の名を挙げているところも注目される³⁴。山下の立場は、児童学を基

礎学とした社会的教育の提案であり、学校を社会から隔離するのではなく、「人類の社会的生産としての牧畜的・農耕的・手工業的・軽工業的・重工業的発達における基本的教材を選択・配列すべきである」とし、低学年においては「生活指導である限り必然的に複合的」となり、「上級学校において漸次各専門に分科すべき」と述べている³⁵。

(3)は、文部省学制改革案の個別事項の批判の上に、彼自身の具体案が提起されている。特徴的なものをあげると、「義務教育の延長」について「所謂義務教育とは一般国民の社会生活の基礎を築く上に必要にして十分な教育たるべきである」ので、文部省の旧制度を前提とした改革案は否定されている。その上で、発達の観点から、学齢の開始は7歳からが適しており、成熟期の17歳までの必要を論じている(図1参照)³⁶。

さて、この論考に対する先の野上(池田)の批判は次の点に向けられていた。

現在の教育制度を自然発生的に形成されたと見るのは非常な誤謬である。全く支配階級の計画によつてなされたことを、山下君には認識されないのだろうか。³⁷(傍点引用者)

確かに、山下論文には「自然発生的」という用語が頻出している。したがって、山下の学制改革論のキーワードとして位置づけて検討する必要があるだろう。その上で、以下に示す通り、この論文ではおおよそ3つの文脈でこの用語が登場している点に注目したい。

封建時代の家内手工業においては生産のために素朴な道具を使用し、生産道具と生産品との個人的領有との間には何等の矛盾も存しなかつた。かゝる時代に一般子弟は家庭で家内手工業を自然発生的に見習へばよいのであつて職業の世襲、家族制度の発達もかゝる生産関係の中では必然であつた。³⁸

改革に際しては個々の分野において自然発生的に形成された制度に対しては目的的に厳正なる批判を加へ、全体的統制の下に新学制の実質的機能の完成を期すべきである。³⁹

教材は、自然発生的には人類生活の足跡を基本的に辿らしめ、目的的には人類生活の最高の発展段階、即ち現実社会における基本的教材に迄到達せしめなければならない。⁴⁰

以上の三つの引用は、①前近代の人づくり、②学制への児童学的批判、③児童の発達に即した教材に対して、それぞれに「自然発生的」な特性があることを論じていることがわかる。先

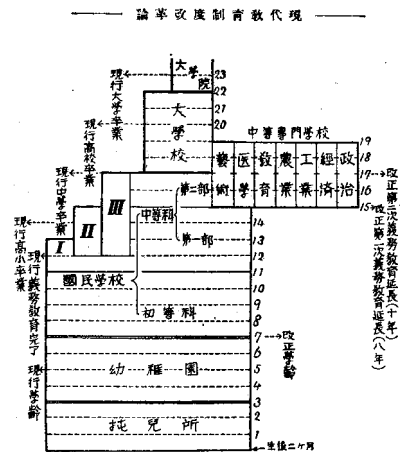


図1 山下徳治による学制改革案
「現代教育制度改革論」p.71

の野上（池田）の批判は、あえていえば②に該当するものであり、①や③についての山下の見解については触れられていない。

上記のうち、①②をより深めた山下の論考が1932年4月に書かれている。『講座「教育科学」』（岩波）に付録『教育』に書かれた「付 科学としての教育学 教育学の根本的転向」である。この論文では、教育学とその制度についての発生論的な歴史記述として再構成されており、古典的教育学を「自己完結的」で発展性がないものと押さえた上で、自由民権運動に始まる進歩的教育学説が国家主義のもとで「闘いなくしては自由教育思想を維持、発展せしむることはできなくなった」と指摘している⁴¹。そして、これから要請される「科学としての教育学」、すなわち「史的弁証法およびマルキシズムの世界観は、その方法的解明に必然的基礎学たり得るであろう」⁴²と述べている。

③については、山下の「発育論争」における発生論的立場を先取りして示しているといえる。しかし、ここで留意する必要があるのは、彼が子どもの発生論を制度論へと展開しようとしているその萌芽である。彼は、その際、社会的にもっとも進んだ制度の形態は、子どもが発生論的にその最先端を生きるのであり、そのことは子ども自身による制度改変を含むということを示唆している。この点を新教関係者はどの程度受け取っていたのだろうか。しかし、この点は示唆に留まっており、ここに山下の新教に対する歯切れの悪さがのこっていたのではないかと考えるのである。

小括

以上、山下の新興教育における学校改革論と、そこでの発生論的な志向性について検討してきた。ところで、戦後、山下が1965年に逝去した際、矢川徳光は新教を代表して弔辞を読みながら、「森氏はどういう人であったのだろうか、森氏には、けっきょく、政治というものがわからなかったのではなかろうか」と述べている。そして、「森氏はみずからの情動性に左右されたのではないかと」も指摘している⁴³。矢川のいわんとするところが明瞭であるわけではないが、「情動性」が山下を象徴しているとすれば、逆に教育運動としての情動性はいかなるものであったのか、もし政治性の下で教師の情動が抑圧の対象とされたのであればそれはどういう状況であったのか。教育という子どもの情動に根ざす領域においては、この点に敏感にならざるをえないのである。

¹ 「新教懇話会」については、柿沼肇「教育運動史研究の歩み（中）新教懇話会の研究活動」『日本福祉大学研究紀要－現代と文化』（第131号、2015年3月、pp.17-43）で詳しく取り上げられている。

² 「日本教育運動史」編集委員会『日本教育運動史』全3巻（三一書房、1960年）、山田清人『教育科学運動史』（国土社、1968年）、池田種生『プロレタリア教育の足跡』（新樹出版、1971年）、増淵穰『教育労働運動小史』（新樹出版、1972年）、岡本洋三『教育労働運動史論』（新樹出版、1973年）柿沼肇『新興教育運動の研究』ミネルヴァ書房、1981年など。

- ³ 押収した側の文部省が編纂した『プロレタリア教育運動』（1933年）や『プロレタリア教育の教材』（1934年）、司法省『プロレタリア文化運動に就ての研究』『司法研究』（1940年）などが残されているにすぎない状況にあった。
- ⁴ 二・四事件記録刊行委員会編『抵抗の歴史 戦時下長野県における教育労働者の戦い』労働旬報社、1969年。
- ⁵ 先行例を挙げると、浅野研眞については、ライフヒストリーを通して新教運動を相対化する試みとして、菊池正治「浅野研眞研究－晩年の仏教社会事業との関わりを中心に－」『久留米大学文学部紀要』社会福祉学科編創刊号（第1・2号）2001年、pp.1-13、同「浅野研眞研究（その2）～『佛陀』誌にみる思想と行動～」『久留米大学文学部紀要』社会福祉学科編12号、2012年、pp.1-24がある。
- ⁶ 前掲『プロレタリア教育の足跡』、pp.167-168。
- ⁷ 海老原治善「解説 山下徳治とその教育学」『明日の学校』創業六十年記念出版世界教育学選集76、明治図書出版、1973年 p.259。
- ⁸ チラシ「『新興教育』復刻版刊行へ協力のお願い」。
- ⁹ 前掲『日本教育運動史』第一巻「成城小学校の自由教育」pp.120-129及び第二巻「新興教育研究所創立当時の回想」pp.108-112。
- ¹⁰ 前田晶子「山下徳治における発生論の形成（4）」『鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要』第23巻、2014年、pp.198-199。
- ¹¹ 前掲「新興教育研究所創立当時の回想」pp.111-112。
- ¹² 前掲「新興教育研究所創立当時の回想」p.110。
- ¹³ 前掲「教育運動史研究の歩み（中）新教懇話会の研究活動」p.32。
- ¹⁴ 前掲「教育運動史研究の歩み（中）新教懇話会の研究活動」p.32。
- ¹⁵ 前掲『新興教育運動の研究』pp.6-7。
- ¹⁶ 前掲『新興教育運動の研究』pp.4-7。
- ¹⁷ 坂元忠芳、柿沼肇「解説 社会運動と教育－近代日本の教育における人民的発想の歴史的展開－」『近代日本教育論集 第2巻 社会運動と教育』国土社、1974年、p.12。
- ¹⁸ 前掲「解説 社会運動と教育－近代日本の教育における人民的発想の歴史的展開－」pp.16-17。
- ¹⁹ 前掲「解説 社会運動と教育－近代日本の教育における人民的発想の歴史的展開－」p.36。
- ²⁰ 前掲「新興教育研究所創立当時の回想」p.112。
- ²¹ 高麗博物館編、上甲まち子他著『上甲米太郎 一植民地・朝鮮の子どもたちと生きた教師』大月書店、2010年。
- ²² 「訪問インタビュー（七）森搖子氏に聞く」聞き手：山中正剛、編集：福田須美子『成城教育』1987年、p.146。
- ²³ 野上壯吉（池田種生）「ブルジョアは何故「学制改革」をするか」『新興教育』1932年3月号、pp.12-13。
- ²⁴ 前掲「ブルジョアは何故「学制改革」をするか」p.16
- ²⁵ 新興教育研究所中央常任委員会「中央公論一月号所載の所員山下の論文について」前掲『新興教育』1932年3月号、p.58。
- ²⁶ 大泉溥「〔第6巻〕教育方法と児童学研究の展開」『文献選集 教育と保護の心理学 昭和戦前戦中期 別冊解題』1998年、クレス出版、p.90、110-111。
- ²⁷ 山下は1941年に再婚しており、この時点では「森」姓となっている。
- ²⁸ 内島貞雄「山下徳治の子ども認識と教育研究」『教育運動研究』創刊号、1976年7月、p.69。
- ²⁹ 前掲「山下徳治の子ども認識と教育研究」p.79。
- ³⁰ 前掲「山下徳治における発生論の形成（4）」pp.197-198。
- ³¹ 山下徳治「教員の赤化問題」『中央公論』1931年11月号、pp.300-301。
- ³² 前掲「教員の赤化問題」p.303。
- ³³ 前掲「教員の赤化問題」p.304
- ³⁴ 山下は、後にシュトラッツの翻訳本を上梓している（C. H. ストラッツ著／森徳治訳『子供のからだ』汎洋社、1943年）。大泉によれば、すでに1934年段階で『教師日記』の巻末広告に小山書店からの出版が予告されており、この段階で翻訳が完了していた可能性が高いという。また、「原著に掲載されてある数百枚の写真が出版上にいろいろ困難な問題があつた」とされ、初版の出版に際しては「ドイツとわが国の民族感情や民族道徳の違ひから、適切な削減がどうしても必要であつた」（記者のことは、p.2）という理由で載せることができなかったが、再版

(創元社, 1952年)では完訳版となっているという。前掲「〔第6巻〕教育方法と児童学研究の展開」p.98。

³⁵ 山下徳治「現代教育制度改革論」『中央公論』1932年1月号, p.65。

³⁶ 前掲「現代教育制度改革論」p.66。山下はここで成城学園の小学校算数の開始時期が2年生(7歳)であるという事例を挙げているが、このようなカリキュラムは戦後も継続されている。

³⁷ 前掲「ブルジョアヨは何故「学制改革」をするか」p.16。

³⁸ 前掲「現代教育制度改革論」p.60。

³⁹ 前掲「現代教育制度改革論」p.64。

⁴⁰ 前掲「現代教育制度改革論」p.65。

⁴¹ 山下徳治「付 科学としての教育学 教育学の根本的転向」『講座「教育科学」』『付録 教育』岩波書店, 1934年4月号, 山下徳治『明日の学校』明治図書出版, 1973年所収, p.231-233。

⁴² 前掲「付 科学としての教育学 教育学の根本的転向」p.235。

⁴³ 矢川徳光「私事と公事の交錯 - 森徳治氏の逝去の日をめぐる数日のための備忘記」『ソビエト教育科学』第22号, 1965年, p.90。